

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	<p>企業再生支援機構の地域経済活性化支援機構への改組・機能拡充に伴う所要の措置</p> <p>(国)(法人税:義)</p> <p>(地)(法人住民税、事業税:義)</p> <p style="text-align: right;">【新設・延長・拡充】</p>
2	要望の内容	<p>1. 貸倒引当金の適用対象法人とすること(旧機構について法人税法第52条第1項第2号ハ、法人税法施行令第96条第4項第13号)</p> <p>2. 機構単独債権放棄における企業再生税制の適用 「(株)地域経済活性化支援機構」(以下「新機構」という。)単独で買取債権につき債務放棄する場合に、借り手企業における債務免除益について、資産売却による損の実現を待たずに評価損の損金算入ができるとともに期限切れ欠損金の優先利用を認めること((株)企業再生支援機構(以下「旧機構」という。))について法人税法第33条第4項、第59条第2項)</p> <p>3. 法人事業税の資本割にかかる課税標準の特例措置に関する以下の事項 ・旧機構と同様に、資本金等の金額を銀行法に規定する銀行の最低資本金(20億円)とみなす資本割の課税標準の特例措置を適用可能とすること(地方税法第72条の12第1項第1号ロ)</p>
3	担当部局	内閣府 地域経済活性化支援機構法設立準備室
4	評価実施時期	平成25年2月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	機構の設立から業務の完了により解散するまでの期間(平成25年度～(最長)34年度)
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 平成25年1月11日に閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(以下「経済対策」という。)においては、「地域の再生現場の強化や地域経済活性化に資する支援を推進するため、企業再生支援機構の「地域経済活性化支援機構」(仮称)への改組・機能拡充を行う。」こととされ、新たな業務の執行に必要な資金を平成24年度補正予算において措置するとともに、補正予算関連法案として、旧機構の名称の変更、業務追加等を行う改正案を第183回通常国会に提出することとされた。本経済対策を踏まえ、平成24年度末における機構の改組・機能拡充へ向けて、所要の準備を行っていく。</p> <p>このため、旧機構の新機構への改組・機能拡充に伴う税制上の所要の措置を講じることにより、新機構において、金融機関から債権を買取り、再生計画を策定して債権放棄を行うという企業再生業務を円滑に行うことが可能となり、地域経済の活性化にとって有用であり、地域活性化支援業務の遂行上必要不可欠である。</p> <p>《政策目的の根拠》 【緊急経済対策(平成25年1月11日閣議決定)】 「地域の再生現場の強化や地域活性化に資する支援を推進するため、</p>

		<p>企業再生支援機構の「地域経済活性化支援機構」(仮称)への改組・機能拡充を行う。」</p> <p>このため、新たな業務の執行に必要な資金を平成24年度補正予算において措置するとともに、補正予算関連法案として、旧機構の名称の変更、業務追加等を行う改正案を第183回通常国会に提出した。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】 5. 経済財政政策の推進</p> <p>【施策】 ⑤「地域経済活性化支援機構法」に基づく地域活性化事業等の推進</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援により、健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 新機構による再生支援(決定)件数</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 旧機構の新機構への改組・機能拡充に伴う税制上の所要の措置を講じることにより、新機構において、金融機関から債権を買取り、再生計画を策定して債権放棄を行うという企業再生業務を円滑に行うことが可能となり、地域経済の活性化にとって有用である。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p><<適用数の実績把握>> 平成21年度 3件(22年1月～3月) 平成22年度 11件(22年4月～23年3月) 平成23年度 11件(23年4月～24年3月) 平成24年度 3件(24年12月現在) 合計28件</p> <p><<適用数の将来予測>> 46社 以上 ※新機構への改組・機能拡充に伴い、旧機構と比して多くの再生支援が見込まれる。</p> <p>【算出方法】 ①旧機構における再生支援の実績(機構設立(21年10月)以降3年間で28件) ②再生支援期間の延長期間を5年と仮定 ※① * 5/3 = 46社</p>
	② 減収額	-

		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 旧機構の新機構への改組・機能拡充に伴う税制上の所要の措置を講じることにより、新機構において、金融機関から債権を買取り、再生計画を策定して債権放棄を行うという企業再生業務を円滑に行うことが可能となり、地域経済の活性化にとって有用である。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する支援を円滑化する税制上の措置を講ずることにより、新機構による再生計画策定支援件数が増加し、ひいては再生計画策定健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化につながると考えられる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 事業の選択と集中、事業の再編も視野に入れた事業再生支援や、新事業・事業転換及び地域活性化事業に対する円滑な支援が実施されず、ひいては健全な企業群の形成、雇用の確保・創出を通じた地域経済の活性化が進まない恐れがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 旧機構の新機構への改組・機能拡充に伴う税制上の所要の措置を講じることにより、新機構において、金融機関から債権を買取り、再生計画を策定して債権放棄を行うという企業再生業務を円滑に行うことが可能となり、地域経済の活性化にとって有用である。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	⑬租特の手段をとる必要性・適切性 旧機構の新機構への改組・機能拡充に伴う税制上の所要の措置を講じることにより、新機構において、金融機関から債権を買取り、再生計画を策定して債権放棄を行うという企業再生業務を円滑に行うことが可能となり、地域経済の活性化にとって有用で、手段として妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	⑭他の政策手段との役割分担 平成24年度補正予算において、「(株)地域経済活性化支援機構法」に基づく地域活性化事業等のための預金保険機構への出資金30億円を措置しているが、新機構が地域活性化ファンド及び事業再生ファンドの運営に地域金融機関とともに参加する際に必要となる出資に係る措置である。 一方、当該要望は、支援期間を通じて新機構の財産基盤を維持しつつ、新機構が直接行う再生支援に関する要望のため、予め予算措置によって代替することは不可能である。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	旧機構の新機構への改組・機能拡充に伴う税制上の所要の措置を講じることにより、企業再生業務を円滑に行うことが可能となり、地域経済の活性化にとって有用であることから、地方公共団体にとって必要な措置である。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		今回が初めて

<記載要領>

I 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

- 1 租税特別措置等について、新設、拡充又は延長の要望を行う際の事前評価を行う場合は、本様式により事前評価書を作成する。
- 2 「政策評価の対象とした租税特別措置等の名称」には、政策評価の対象とした租税特別措置等の名称を記載する。
- 3 「要望の内容」には、要望を行う租税特別措置等の内容を簡潔に記載する。要素として、当該租税特別措置等の適用を受ける対象者（対象事業分野）及び特例の内容（対象設備等の所得価額の〇%の特別償却又は〇%の税額控除など）を明らかにするとともに、新設、拡充、延長の別を明らかにする。
- 4 「担当部局」には、政策評価を担当した担当課室名を記載する。
- 5 「評価実施時期」には、政策評価を実施した時期をできる限り具体的に記載する。
- 6 「租税特別措置等の創設年度及び改正経緯」には、拡充又は延長を要望する場合に、要望に係る当該租税特別措置等の創設年度及び過去の改正経緯を記載する。なお、改正経緯は、改正年度とともに改正内容についても簡潔に記載する。
- 7 「適用又は延長期間」には、要望に係る租税特別措置等の適用期間又は延長期間を記載する。
- 8 「政策目的及びその根拠」では、各項目について以下に従い記載する。
 - ① 「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」には、要望に係る租税特別措置等によって実現しようとする政策目的について具体的に記載する。
また、政策目的に係る達成目標についても具体的に記載する。
 - ② 「政策目的の根拠」には、上記8①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的の法令、閣議決定等の根拠（名称、年月日及び規定の内容の抜粋）を具体的に明らかにする。
- 9 「政策体系における政策目的の位置付け」には、上記8①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的について、各府省における政策体系上の位置付けを記載する。
当該政策目的が政策体系上に明記されていれば該当箇所を記載し、政策体系上に直接明記されていない場合は、政策体系上に表れるどの政策等に包含されているかを明らかにする。
- 10 「達成目標及び測定指標」では、各項目について、以下に従い記載する。
 - ① 「租税特別措置等により達成しようとする目標」には、上記8①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的の下、要望に係る租税特別措置等によって達成しようとする達成目標について具体的に記載する。
 - ② 「租税特別措置等による達成目標に係る測定指標」には、上記10①の「租税特別措置等により達成しようとする目標」に記載した租税特別措置等による達成目標の実現状況を測る測定指標を具体的に記載する。測定指標は可能な限り定量的に把握可能なものとする。

③ 「政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与」には、上記8①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」に記載した政策目的に対して、上記10①の「租税特別措置等により達成しようとする目標」に記載した租税特別措置等による達成目標の実現がどのように寄与するのか、両者の関係（因果関係）を具体的に記載する。

その際、当該政策目的と租税特別措置等による達成目標との間に、当該政策目的に係る達成目標を別途設定している場合は、必要に応じ、当該政策目的に係る達成目標について記述することも可能とする。

11 「適用数等」には、当該租税特別措置等の適用を受けた者の数及び件数（過去の実績）、又はその適用を受ける者の数及び件数（将来の推計）を年度ごとに記載する。

租税特別措置等の新設を要望しようとする場合は将来の推計を記載し、拡充又は延長を要望しようとする場合は、将来の推計に加え、過去の実績を記載する。過去の実績については可能な限り実数で明らかにする。

算定根拠については、政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承。以下「情報公表ガイドライン」という。）に則り明らかにする（評価書への添付でも可）。

また、拡充又は延長を要望しようとする場合は、適用数が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っていないかを具体的に明らかにする。

12 「減収額」には、当該租税特別措置等の適用の結果、減収となる税額を年度ごとに記載する。

租税特別措置等の新設を要望しようとする場合は将来の推計を記載し、拡充又は延長を要望しようとする場合は、将来の推計に加え、過去の実績を記載する。過去の実績については可能な限り実数で明らかにする。

算定根拠については、情報公表ガイドラインに則り明らかにする（評価書への添付でも可）。

13 「効果・達成目標の実現状況」では、各項目について、以下に従い記載するとともに分析の対象とした期間をそれぞれ記載する。

① 「政策目的の実現状況」には、租税特別措置等の新設を要望しようとする場合は、上記8①の「租税特別措置等により実現しようとする政策目的」が、当該租税特別措置等によってどのように達成されるかについて、可能な限り定量的に記載する。

拡充又は延長を要望しようとする場合は、これに加え、過去の実績を踏まえてどのように達成されたかについて、可能な限り定量的に記載する。

② 「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」には、上記10①に記載した「租税特別措置等により達成しようとする目標」に係る達成目標に関して、上記10②に記載した測定指標によって可能な限り定量的に把握した上で、租税特別措置等による直接的な効果を記載する。その際、租税特別措置等の新設を要望しようとする場合は推計によることとなり、拡充又は延長を要望しようとする場合には、推計に加え、過去の実績を把握することとなる。

拡充又は延長を要望しようとする場合には、租税特別措置等による達成目標が既に達成されていないか、その実現状況についても記載する。

また、拡充又は延長を要望しようとする場合に、所期の目標（直近の新設、拡充又は延長の要望を行った際に想定していた租税特別措置等の達成目標）を変更する場合には、当

該所期の目標の達成状況を明らかにした上で、新たな達成目標へ変更する理由についても具体的に記載する。

③ 「租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響」には、租税特別措置等が新設されない場合、拡充又は延長されない場合に予想される状況について具体的に記載する。

④ 「収税減を是認するような効果の有無」には、上記 11、12、13①～③における記載内容を踏まえ、当該租税特別措置等による収税減を是認するに足る効果が認められると考えられる理由を記載する。

その際、上記 13②に記載した租税特別措置等による直接的な効果以外の当該租税特別措置等による様々な波及効果の状況の把握に努めるとともに、効果の発現状況が地域ごとに異なる場合には、可能な限り地域ごとの効果の発現状況の把握に努めた上で、これらの状況についても記載するよう努める。

また、拡充又は延長を要望しようとする場合において、それまでの間に効果が上がっていないと考えられる場合に、その要因を具体的に記載する。

14 「租税特別措置等によるべき妥当性等」には、政策目的を実現する手段として、補助金や規制などの他の政策手段がある中で、当該租税特別措置等をとることが必要であり、適切である理由を具体的に記載する。

15 「他の支援措置や義務付け等との役割分担」には、補助金や規制など、同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等がある場合（そうした措置を要求又は要望している場合を含む。）に、当該租税特別措置等とその他の支援措置や義務付け等との役割の違いを具体的に記載する。

16 「地方公共団体が協力する相当性」には、地方税に係る租税特別措置等（国税に連動して地方税にも影響がある場合を含む。）を要望する場合に、当該租税特別措置等が各地域で展開される必要性や地方公共団体にとってどのような効果をもたらすことになるかという点を具体的に記載する。

17 「有識者の見解」には、租税特別措置等に係る政策評価の内容について、審議会等での検討結果や有識者の見解がある場合、その概要を記載する。

18 「前回の事前評価又は事後評価の実施時期」には、租税特別措置等の拡充又は延長を要望しようとする場合において、前回の事前評価又は事後評価を実施した時期を記載する。

19 上記各項目の記載に際しては、平成 22 年度税制改正大綱における政策税制措置の見直しの指針（「6つのテスト」）において、存続期間が比較的長期にわたっている措置（10年超）や適用者数が比較的少ない措置（2桁台以下）等について、特に厳格に判断するとされていることに留意すること。